

住民税非課税世帯などへ1世帯あたり10万円を給付します

新型コロナウイルスの影響を受けているかたを支援するため、住民税(個人市民税・県民税)非課税世帯などの対象世帯へ、1世帯あたり10万円を給付します。

詳しくは、市ホームページ(広報ID番号 1033075)をご覧ください。また、コールセンターへお問い合わせください。

◆対象世帯(いずれかに該当する世帯)

①住民税非課税世帯

令和3年12月10日現在、秋田市に住所があり、世帯全員の令和3年度分の住民税が非課税の世帯

②家計急変世帯

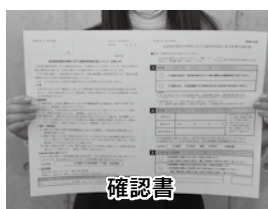
新型コロナウイルスの影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

*①②いずれも世帯全員が課税されているかたの扶養親族の場合は、対象外です。

◆申請方法

①に該当する世帯

該当する世帯の世帯主のかたへ、2月28日(月)に確認書をお送りします。必要事項を記入し、5月31日(火)までに同封の返信用封筒に入れてお送りください。



②に該当する世帯

世帯全員の年間の収入または所得の見込額がそれぞれ非課税相当額を下回る場合、支給対象となります。

申請方法や収入または所得の見込額の算定方法など、詳しくは市ホームページをご覧ください。申請期限は9月30日(金)です。

*令和3年1月2日以降に秋田市に転入した世帯へは、市で課税状況が確認できないため、確認書は送付されません。給付金の支給対象である場合は、申請が必要です。

*世帯に令和3年1月2日以降に秋田市に転入したかたがいる場合は、転入したかたの令和3年度の住民税が課税されていないことを確認できる書類(非課税証明書など)が必要となります。なお、秋田市福祉灯油購入費助成申請書に非課税証明書を添付したかたは、提出を省略することができます。

秋田市住民税非課税世帯等
臨時特別給付金コールセンター

☎(803)6344 (平日8:30~17:15)



新型コロナウイルス
ワクチン接種

■接種対象年齢である12歳に達するかた、体調不良や転入などにより2回目の接種ができなかつたかたなどを対象に、集団接種を実施する予定です。詳細は、専用ウェブサイトでお知らせします。



https://acity-va.com ワクチン専用ウェブ

■1月中に12歳に達したかたへ、接種券をお送りしました。なお、12~15歳のかたの接種には、保護者の同伴が必要です。予診票には保護者の署名を必ずお願いします

■2回の接種を完了したかたへ、3回目の追加接種を実施します。2月上旬から、順次3回目接種券を住民票の住所へお送りします。3回目接種券と予診票は一体となっていますので、切り離さずにご使用ください

■住民票が秋田市にないかたで、やむを得ない事情により秋田市で接種を希望するかたは、手続きにより秋田市で接種できる場合があります。希望するかたは、コールセンターへご相談ください。また、1・2回目の接種で手続きをしたかたで、3回目の接種を希望するかたは、改めて手続きが必要となります

秋田市新型コロナウイルス
ワクチン接種コールセンター

☎0120-73-8970

(平日9:00~18:00)

▶聴覚に障がいのあるかたや、電話での問い合わせが難しいかたはFAXでも受け付けています。

健康管理課FAX(883)1158

◆発熱などの症状があり受診を希望する場合は、まずはかかりつけ医に必ず電話でご相談ください

かかりつけ医がないなど、医療機関に迷う場合は、下記の「あきた新型コロナ受診相談センター」へご相談ください。紹介された医療機関を受診する際は、必ず事前に受診先へ電話してください。

☎(866)7050/24時間対応 ■☎0570-011-567/8:00~17:00 ■☎(895)9176/8:00~17:00